

令和6年度 税制改正・予算に関する要望概要

1. カーボンニュートラルの実現

(1) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の延長・拡充

- ①5年度末に到来する適用期限の2年間延長 **【延長】**
- ②対象設備の拡大
 - ・水素製造・運搬・貯蔵設備の追加。
- ③税額控除繰越制度の新設 **【新規】**
 - ・中長期的視点で設備投資を行えるよう繰越制度を新設

(2) 研究開発税制の拡充

- ①研究開発志向企業への税額控除制度の拡充
- ②ソフトウェア開発費の即時償却

(3) オープンイノベーション促進税制の期限延長

- 5年度末に到来する適用期限の2年間延長 **【延長】**

(4) カーボンニュートラル実現に資する関連税制・予算の充実【新規項目】

- ①インフラ整備
 - ・大容量充電・充電関連研究開発、施設設置・運営
 - ・工事現場へ移動可能な供給手段の開発、整備、運営
- ②建機本体・メーカーへの支援
 - ・研究開発税制の充実（再掲）、研究開発用試験機器、設備設置
 - ・ペロブスカイト電池等、先端太陽光発電技術開発、設置
- ③ユーザへの支援
 - ・導入時のコストへの思い切った支援（従来型との差額補助等）
 - ・ランニングコストへの支援（代替燃料と軽油との差額補助等）

2. 建設施工におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

(1) 中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の拡充

- ①対象設備の拡大・明確化
 - ・建設現場のICT化・デジタル化に資する装置が対象である旨の明記
 - ・中古車及び中古品を対象に追加
- ②対象資産の拡大
 - ・レンタル業者が貸付のために取得した資産を対象に追加

3. その他主な要望項目

(1) 投資促進と産業高度化関連

- 自走式作業用機械の法定耐用年数の統一
- 償却資産税の廃止
- 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例の限度額の撤廃・緩和

(2) 国際競争力の向上、グローバル化に対応した税制関連

- 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の見直し
- 欠損金の繰り戻し期間及び繰越控除期間の見直し
- 外国税額控除限度額の引き上げ及び繰越控除期間の拡大

(3) 軽油引取税課税免除措置の延長・恒久化、及び適用範囲の拡大

- 5年度末に到来する課税免除の特例措置の適用期限3年間延長・恒久化
- ユーザの業種・用途で限定せず、原則全ての建設機械の動力源に適用を拡大

(4) 法人実効税率の引下げ

- 実効税率の更なる引下げ、税額計算の簡略化

(5) 印紙税の廃止

- 電子取引の増大により、取引手段による課税の公平性が阻害されており、印紙税の廃止を要望

(6) 交際費の損金算入制度の延長・恒久化、適用範囲の拡大

- 5年度末に到来する適用期限の2年間延長・恒久化
- 経済実態に合わせ損金算入額を一人当たり10,000円へ増額

(以上)

(参考) 5年度要望との比較

1. 新規・拡充した内容

○これまでの税制要望に加え、6年度よりカーボンニュートラル関連の予算措置についても要望事項を【新規項目】として特別に記述した。あわせて要望全体の題名を「税制改正に関する」要望から「**税制・予算に関する建設機械業界の要望**」に変更した。

○なお、それを含めた具体的新規・拡充内容は本体資料の【**新規**】等を参照。

2. 5年度要望のうち実現されたため記述を削除・縮減した主な項目

○研究開発促進税制

- ・適用期限の2年間延長
- ・一般型控除上限及び控除率の上乗せ
- ・発行済み株式の取得に対する所得控除の実現

○中小企業投資促進税制及び経営強化税制

- ・適用期限延長の2年間延長

○カーボンニュートラルの実現（関連）

- ・燃料電池自動車用水素充てん設備にかかる固定資産税の課税標準の特例

○タックスヘイブン税制の見直し

- ・現地租税負担割合基準の引き下げ